

社会福祉法人斑山会 役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人 斑山会（以下「当法人」という）定款第八および第二十一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬について定めるものとする。

（役員等報酬）

第2条 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

（改廃）

第3条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1. この規則は、平成28年4月1日から施行する。